

神戸市立桃山台中学校

P T A 規約
令和 5 年度版

この冊子は卒業時まで大切に保管してください

神戸市立桃山台中学校PTA規約

第1章 名 称

第 1 条 この会は神戸市立桃山台中学校PTAといい、事務局を神戸市立桃山台中学校におく。

第2章 目 的

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、次のことを目的として活動する。

1. 生徒の幸せを守るために家庭と学校と緊密な連絡によって、生徒の健全な成長を図る。
2. 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。
3. 会員相互の親睦を図り、教養を高めることに努力する。
4. その他、この会の目的達成に必要なことを行う。

第3章 運 営 方 針

第 3 条 この会は教育を旨とする民主的団体として運営する。そのために基本方針を次のように定める。

1. 教育・文化・福祉のために活動する団体および機関と協力する。
2. 学校の人事その他に不当な干渉はしない。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするような行動は行わない。
4. 会員の名や役員の名での選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会員の資格

第 4 条 この会の会員は次の通りである。

1. 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる保護者（以下「保護者」という）。
2. 本校に勤務する教職員。

第5章 役 員

第 5 条 この会に次の役員をおく。

会 長	(保護者)
副 会 長	(保護者)
書 記	(保護者、教職員)
会 計	(保護者、教職員)
会計監査	(保護者)

第 6 条 役員は「桃山台中学校PTA役員選出規定」に基づいて定める。なお役員の承認は総会においてなされるものとする。

第 7 条 役員の任期は1年とし、継続は3年までとする。ただし再任は妨げない。

第 8 条 役員は新たに役員が総会において承認されるまで引き続きその職務を行う。

第 9 条 役員は会長の委嘱により諸会議に出席して意見を述べることができる。

第 10 条 会長は次の職務を行う。

1. この会を代表して、一切の会務を統轄する。
2. 総会および運営委員会を招集する。

第 11 条 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときまたは会長に事故があった時は、その職務を代行する。

第 12 条 書記は次の職務を行う。

1. 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録・通信その他、この会に関係する書類を保管する。
3. 会長の指示に基づき、この会の庶務を行う。

第 13 条 会計は次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づき、会長の指示により一切の会計事務を処理する。
2. 予算の立案に協力する。
3. 会計簿を整理保管し、会員の閲覧に応じる。
4. 会計監査をうけ、それに基づき総会にて決算報告する。

第 14 条 会計監査は次の職務を行う。

1. 必要に応じ、会計の監査を行う。
2. 会計年度終了後は必ず会計監査を行い、その結果を総会にて報告する。

第 15 条 この会に顧問および参与をおくことができる。

1. 顧問は運営委員会の承認を得て、毎年新しく会長が委嘱する。
2. 顧問は会長の要請によりその諮問に応じ、必要あるときは総会および各委員会に出席して意見を述べることができる。
3. 学校長は参与となり、本会の諸会議に出席して意見を述べるができる。

第6章 委員会

第 16 条 この会に保護者で構成する委員会をおくことができる。

1. 委員会の承認は総会においてなされるものとする。
2. 委員の任期は1年とし、継続は3年までとする。
3. 正副委員長は委員の互選によってきめる。
4. 委員会できめられ、運営委員会で承認された活動を行う。

第7章 運営委員会

第 17 条 運営委員会の仕事は次の通りである。

1. この会の事業の全体計画をたてる。
2. 委員会から提案された事業計画を審議検討する。
3. 委員会相互間の連絡調整を行う。
4. 総会に提出される議案を調整する。
5. 必要あるときは特別委員会を設ける。
6. その他、会の運営に関する必要な事項を処理する。

第 18 条 運営委員会は役員、各正副委員長、委員および参与によってつくられる。

第 19 条 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

第 20 条 運営委員会の議決は出席した運営委員の過半数できめる。

第 21 条 運営委員会の議案内容によっては、委員会、教職員代表が参加することもできる。

第8章 総 会

第 22 条 総会は全会員で構成し、この会の最高議決機関である。

第 23 条 総会は委任状を含め、全会員の3分の2以上の出席またはWEB 回答をもって成立するものとする。

第 24 条 総会では役員の選任、会の予算、決算、年度事業計画、規約の変更、その他重要なことがらをはかる。

第 25 条 総会は定期総会と臨時総会とに分ける。

1. 定期総会は毎年度当初なるべく早い時期に開く。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、全会員の4分の1以上の要求があったときに開くことができる。

第 26 条 総会の議決は出席またはWEB 回答した会員の過半数できめる。

第9章 経 理

第 27 条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入によってまかなわれる。

第 28 条 会費は会員一世帯につき、月額150円（年10か月分）とし、その経理は総会の決定に基づき行われる。

第 29 条 会費を納めることが困難であり、また、やむを得ないと思われる場合は、会費を免除することができる。

第 30 条 この会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第 31 条 この会の経理は10月に中間監査をうけ、会計年度終了後すみやかに決算を行い会計監査をうける。

第 32 条 会計監査の結果は総会で報告され承認をうける。

第10章 補 則

- 第 33 条 この会の規約を改めるときは総会にはかる。
- 第 34 条 この会の運営に関する必要な規程および細則は、この規約の基準に従って運営委員会できめることができる。
- 第 35 条 会費に変更がない場合は総会を待たず会費を徴収することができる。
- 第 36 条 この規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 58 年	5 月	2 日	制 定
平成 8 年	5 月	2 日	一部修正
平成 10 年	1 月	21 日	一部修正
平成 13 年	9 月	29 日	一部修正
平成 18 年	4 月	28 日	一部修正
平成 20 年	2 月	6 日	一部修正
平成 21 年	2 月	5 日	一部修正
平成 23 年	1 月	12 日	一部修正
平成 23 年	4 月	27 日	一部修正
平成 30 年	3 月	13 日	一部修正
平成 31 年	3 月	13 日	一部修正
令和 3 年	5 月	1 日	一部修正
令和 4 年	5 月	9 日	一部修正

P T A 慶弔費内規

本規約は慶弔費に関する内規とする。

	項 目	慶 弔 費
弔慰金	教職員及びその家族	5, 0 0 0 円
	生徒及びその父母	5, 0 0 0 円
餞 別	転退職 教職員	勤務年数・役職を問わず 一律 3, 0 0 0 円相当

桃山台中学校 P T A 本部役員選出規程

神戸市立桃山台中学校 P T A

- 第 1 条 本部役員は本年度本部役員から 2 名以上留任することとし、補充する本部役員を本規程に基づき選出する。
- 第 2 条 選挙権は第 1 学年および第 2 学年の保護者が有する。
被選挙権は、第 1 学年、第 2 学年の保護者および新 1 年の保護者とする。
- 第 3 条 本部役員の選出にあたり、選挙管理委員会をおく。
1. 選挙管理委員は保護者および教職員 1 名により構成される。
 2. 選挙管理委員の互選により、正副委員長を選出する。
 3. 選挙管理委員会は、運営委員会の承認を得て発足する。
 4. 役員候補者は、選挙管理委員になることはできない。
選挙管理委員が本部役員候補者に選出された場合、その委員は速やかに選挙管理委員を辞退する。
選挙管理委員会は欠員のできた選挙管理委員を運営委員会の承認なしに選出できる。
 5. 選挙管理委員会は、毎年 1 1 月に発足し、本部役員候補者が決定されるまで選出に関する一切の実務に携わる。
- 第 4 条 選出手続きは下記の二方式で行う。
1. 会長または副会長(会長補佐)候補者選出の場合
 - (1) 選挙管理委員は 2 学期後半より選出手続きを行う。
 - (2) 第 1 学年および第 2 学年の保護者に立候補推薦記名用紙を配る(家庭数配布)。
 - (3) 保護者は適任者があれば推薦する。
ただし 1 名を限度とする(無記名投票、自薦他薦は問わない)。
 - (4) 候補者多数の場合は立候補者を優先とし、これを会長または副会長(会長補佐)候補者とする。
 - (5) 会長または副会長(会長補佐)候補者は最終候補者を決定するための会に出席しなければならない。
本部役員経験者はこの会にて辞退もできる。
なお、この会にて本年度本部役員より役職についての詳しい説明を受けることができる。
やむを得ず欠席する場合は、委任状によって決定内容を全て委任することとする。
 2. 会長、副会長(会長補佐)以外の本部役員候補者選出の場合(副会長、書記、会計、会計監査)
 - (1) 選挙管理委員は 2 学期後半より選出手続きを行う。
 - (2) 第 1 学年および第 2 学年の保護者に立候補推薦記名用紙を配る(家庭数配布)。
 - (3) 保護者は適任者があれば推薦する。
ただし 2 名を限度とする(無記名投票、自薦他薦は問わない)。
 - (4) 候補者多数の場合は立候補者を優先とし、これを会長および副会長(会長補佐)以外の本部役員候補者とする。
 - (5) 候補者の人数が定数に満たない場合、第 1 学年および第 2 学年の学年別生徒名簿を作り、これを各学年の保護者に配る(学年別保護者数配布)。
なお新 1 年生の名簿は配布しない。
本年度本部役員および会長または副会長(会長補佐)最終候補者は当該名簿から除く。
 - (6) 保護者は、2 名の名前を記入し投票する(無記名投票)。
各学年より上位から 7 名を選出し、これを会長および副会長(会長補佐)以外の本部役員候補者とする。
なお、同数の場合は、その限りでない。
両学年から重複して会長および副会長(会長補佐)以外の本部役員候補者に選出された場合、第 2 学年からの候補者を優先する。第 1 学年は次点者を繰り上げる。
 - (7) 会長および副会長(会長補佐)以外の本部役員候補者は、最終候補者を決定する会に出席しなければならない。
本部役員経験者はこの会にて辞退もできる。
なお、この会にて本年度本部役員より役職についての詳しい説明を受けることができる。
やむを得ず欠席する場合は、委任状によって決定内容を全て委任することとする。
- 第 5 条 この規程に基づいて選出された本部役員候補者は、委員候補者とはならない。
- 第 6 条 本規程は運営委員会の承認を得て、改正することができる。

平成10年10月 8日	承 認
平成10年12月11日	一部修正可決
平成20年 2月 6日	一部修正可決
平成22年 6月 2日	一部修正可決
平成26年12月18日	一部修正可決
平成29年 3月 7日	一部修正可決
平成30年 3月13日	一部修正可決
平成31年 3月13日	一部修正可決
令和2年度 9月 3日	一部修正可決
令和3年度 5月 1日	一部修正可決